医師等の働き方改革について

【概要】

医師の時間外労働への上限規制の適用が開始される令和6年4月以降、年960時間超の時間外・休日労働が可能となるのは、都道府県知事による下記の指定を受けた医療機関となる。

- **OB 水 準**…<u>地域医療の確保のため</u>、自院の勤務のみで超過勤務が年 960 時間を超える医師が在籍する医療機関(年 1,860 時間まで)
- **○連携B水準**…<u>地域医療の確保のため、派遣先も含めた</u>超過勤務が年 960 時間を超える医師が在籍する医療機関(年 1,860 時間まで)

「医師の働き方改革の推進に関する検討会」中間とりまとめ(R2.12.22)より Bまたは連携B水準を適用することが「地域の医療提供体制の構築方針(医療計画等) と整合的であること」、「地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提と せざるを得ないこと」について、必要に応じて地域医療構想調整会議に意見を聴くこと とされている。

【御意見を頂きたい事項】

- ◎地域の医療提供体制の観点から、**特例水準の取得意向について懸念がない** <u>か</u>。(取得が必要と思われる病院が取得を希望していない等がないか)
- その他、宿日直許可の取得状況等懸念するところがないか。
- ◆丹後医療圏の病院の状況 (R5.2月実施のアンケート及び個別の聞き取りから集計)

対象医療機関	特例水準 要件該当 ※1	特例水準 申請予定	救急車 受入 件数 (R3年度)	救急 告示	評価C 受審予定	宿日直許 可の状況 ※2
宮津武田病院			14			\circ
京都府立医科大学附属北部医療センター	245	連携 B	2,111	0	6月末	\circ
丹後中央病院	(5)		713	0		\circ
丹後ふるさと病院			7			準備中
京丹後市立弥栄病院	(5)		691	0		\triangle
京丹後市立久美浜病院	15		411	0		結果待ち

※1:特例水準の要件

①機能強化型在支病・在支診(単独型)、②総合・地域周産期母子C、③3次救急、④2次救急かつ救急 車の受入年1,000件以上または時間外入院受入年500件以上、⑤5疾病・6事業を担う病院として府 保健医療計画に位置付け、⑥公共性・不確実性が強い病院

※2:宿日直許可の状況

○=病院が取得を希望する診療科の許可を全て取得済、△=一部取得済、一部取得申請中・準備中、 準備中=労基署への申請を目指して準備中